

9 電気及び上下水道

1 電灯の需要状況(契約口数:各年度末現在、使用量:年間)

電気の需要区分は、「電気供給約款」によれば電灯需要と電力需要に分かれている。「電灯」とは白熱電球、けい光灯、ネオン管灯水銀灯等の照明電気機器(付属装置を含む)をいう。

(単位:千KWH)

年 度	総 数		定 額 (a)		従 量 A (b)		従 量 B (c)		臨 時 (d)	
	契約口数	使用量	契約口数	使用量	契約口数	使用量	契約口数	使用量	契約口数	使用量
平成 15	19,404	70,113	4,252	2,140	14,698	60,824	397	6,955	57	194
16	19,406	72,732	4,200	2,147	14,713	63,341	414	7,090	79	154
17	19,463	75,874	4,230	2,153	14,768	65,430	420	8,198	45	93
18	19,624	75,646	4,263	2,157	14,891	65,366	422	8,050	48	72
19	19,567	78,853	4,322	2,888	14,773	67,997	414	7,882	58	86

注) (a) 電灯又は小型機器(主として家庭用で使用される電灯以外の電気機器)を使用する需用でその総容量(入力)が100ボルトアンペア以下であるもの。本表では、公衆街路灯も含む。

(b) 一般家庭が使用する電灯、小型機器で、使用する最大容量が6キロボルトアンペア未満であるもの。積算電力計により算出される。

(c) 少し容量の大きい機器を使用する家庭及び容量の少ない機器を使用する事務所で、契約容量が6キロアンペア以上であるもの。

(d) 電灯又は小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要であるもの。

資料: 本表は、市町村別実績表により算出、年間使用量は、各項目別に千KWH未満四捨五入してあるため必ずしも総数とは一致しない。

関西電力(株)相生営業所調

2 電力の需要状況(契約口数:各年度末現在、使用量:年間)

電力には、低圧、高圧、特別高圧がある。「低圧」とは標準電圧100ボルト又は200ボルト、「高圧」とは標準電圧6000ボルト、「特別高圧」とは標準電圧20000ボルト、30000ボルト又は70000ボルトをいう。本表は、電気の需要を電力により受けるものについて表章した。数字の範囲は1に同じ。

ただし、電力自由化により、平成18年度からは低圧により電気の供給を受ける需要のみの開示となった。

(単位:千KWH)

年 度	総 数		業 務 用 (a)		小 口 (b)		大 口 (c)		そ の 他 (d)	
	契約口数	使用量	契約口数	使用量	契約口数	使用量	契約口数	使用量	契約口数	使用量
平成 15	2,194	135,983	102	34,481	1,332	30,214	7	66,772	753	4,607
16	2,150	140,553	96	34,227	1,331	32,407	8	69,768	715	4,151
17	2,071	143,341	94	34,962	1,285	32,464	7	71,849	685	4,066
18	1,861	10,551	X	X	1,193	7,463	X	X	668	3,088
19	1,802	10,546	X	X	1,171	7,662	X	X	631	2,884

注) (a) 高圧又は特別高圧で電気の供給を受けて、電灯若しくは小型機器を使用し、又は電灯若しくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が50キロワット以上であるもの。官公庁や会社などのビルがこれにあたる。(※ただし18年度より自由化範囲(特定規模需要)のため非開示)

(b) 低圧電力と高圧電力甲の合計である。低圧電力とは、低圧で電気の供給を受けて動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満である。高圧電力甲とは高圧で電気の供給を受けて動力(付帯電灯を含む。)を使用する需要で、契約電力が50キロワット以上であり、かつ、500キロワット未満であるもの。低圧電力は設備の小さい会社、高圧電力甲は設備の大きな会社の工場の動力設備がこれにあたる。(※ただし18年度より高圧電力分は自由化範囲(特定規模需要)のため非開示)

(c) 高圧電力乙と特別高圧電力の合計である。高圧電力乙とは高圧で電気の供給を受けて動力(付帯電灯を含む。)を使用する需要で、契約電力が500キロワット以上であり、かつ、原則として2000キロワット未満であるもの。特別高圧電力とは、特別高圧で電気の供給を受けて動力(付帯電灯を含む。)を使用する需要で、契約電力が原則として2000キロワット以上のもの。動力設備の非常に大きな工場がこれにあたる。(※ただし18年度より自由化範囲(特定規模需要)のため非開示)

(d) 臨時電力、農事用電力、深夜電力の合計である。臨時電力とは、契約使用期間が1年未満の需要で、主として建設工事用電力がこれにあたる。農事用電力とは、農事用のかんがい配水のために動力(高圧又は、特別高圧で電気の供給を受ける場合は、付帯電灯を含む。)を使用する需要である。深夜電力とは、毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、温水のために動力(深夜電力に限り、小型機器は動力とみなす。)を使用する需要である。(※ただし18年度より高圧電力分は自由化範囲(特定規模需要)のため非開示)

資料: 本表は、市町村別実績表により算出、年間使用量は、各項目別に千KWH未満四捨五入してあるため必ずしも総数とは一致しない。

関西電力(株)相生営業所調

3 上水道の概況

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
総人口(人)	33,639	33,302	33,211	32,907	32,584
給水人口(人)	33,639	33,302	33,211	32,907	32,584
給水戸数(戸)	13,533	13,559	13,599	13,684	13,621
普及率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
給水装置数(個)	13,533	13,559	13,599	13,684	13,621
配水管総延長(m)	238,045	240,040	239,999	240,112	239,804
配水量(m ³)	5,168,084	5,328,430	5,109,930	4,945,556	5,054,469
一日平均(m ³)	14,120	14,598	14,000	13,550	13,810
一人一日平均(l)	420	438	422	412	424
一日最大(m ³)	15,860	15,583	16,615	15,760	15,256
一日最小(m ³)	12,755	12,955	12,080	12,283	11,390
有収水量(m ³)	4,500,295	4,588,889	4,647,977	4,462,239	4,548,226
一般用(m ³)	4,500,295	4,588,889	4,647,977	4,462,239	4,548,226
一般分(m ³)	3,976,441	3,997,311	3,984,650	3,922,089	3,860,185
特定工場分(m ³)	523,854	591,578	663,327	540,150	688,041
公衆浴場用(m ³)	-	-	-	-	-
有収率(%)	87.1	86.1	91.0	90.2	90.0

西播磨水道企業団調

注)・総人口・給水人口は各年度末現在

$$\text{普及率} = \frac{\text{給水人口}}{\text{総人口}} \times 100$$

・給水装置とは、専用給水装置、私設消火栓のこと。

・配水量と配水管延長は、分水を除き、市町別有効水量で按分した。

・有収水量とは使用水量のことで、工事放水、消防用水などの無収水量と漏水などの無効水量を除いたもの。

$$\text{有収率} = \frac{\text{有収水量}}{\text{配水量}} \times 100$$

・相生市のみの数値である。

・特定工場分とは、石川島播磨重工業(株)相生事業所と関西電力(株)相生発電所である。

4 下水道の概況

(1) 下水道の普及状況

年 度	基 本 計 画		施 工 済		
	排 水 面 積	計 画 人 口	排 水 面 積	処理区域内人口	処理区域内世帯
	ha	人	ha	人	世帯
平成 15	890	50,000	691.10	28,084	10,705
16	811	30,800	693.10	28,058	10,870
17	811	30,800	694.70	27,902	11,071
18	811	30,800	695.00	27,842	11,105
19	811	30,800	695.30	27,583	11,114

市、環境課調

(2) 普及率・水洗化率

年 度	行政区域人口 (A)	処 理 区 域 内 口 人 (B)	水 洗 化 人 口 (C)	水 洗 化 戸 数	人 口 普 及 率		水 洗 化 率 (C)/(B)
					(B)/(A)	(C)/(A)	
	人	人	人	戸	%	%	%
平成15	33,639	28,084	26,519	8,801	83.5	78.8	94.4
16	33,302	28,058	26,757	9,203	84.3	80.3	95.4
17	33,211	27,902	26,784	9,224	84.0	80.6	96.0
18	32,907	27,842	26,294	9,268	84.6	79.9	94.4
19	32,584	27,583	26,393	9,414	84.7	81.0	95.7

注)行政区域人口は、各年度末現在の住民基本台帳法と外国人登録法に基づく人口である。

処理区域には農業集落排水事業等は含まない。

市、環境課調

(3) 下水道施設

年 度	終 末 処 理 場	ポ ン プ 場	管 渠 延 長
	ヶ所	ヶ所	m
平成 15	1	4	227,663
16	1	5	229,568
17	1	5	230,808
18	1	5	231,286
19	1	5	231,903

市、環境課調